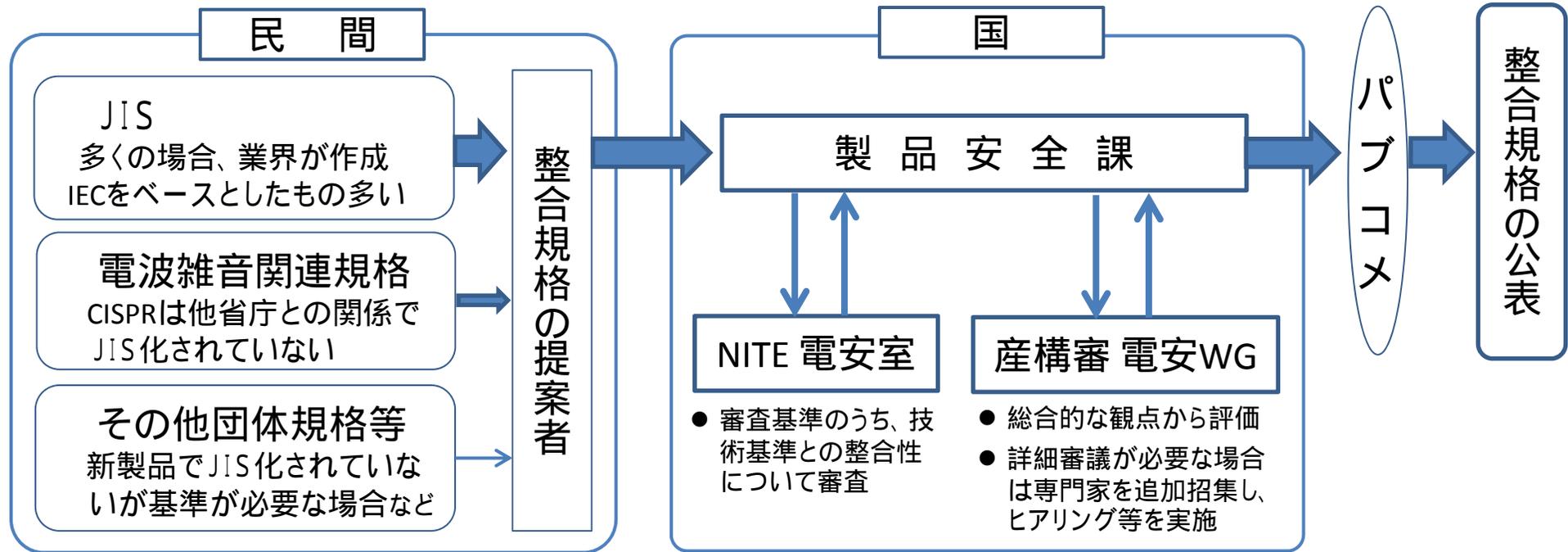


整合規格の適合性確認の基準と手順について

資料 4



整合規格の提案者

- 各業界団体等の整合規格案について、審査基準に適合すべく調整した後、国へ提案。
- 提案者には、公平な規則・組織運営機構を持つこと、審議内容を公開とすること、審議参加に制約をつけないこと等が求められる。(提案者の要件)
- 国への提案時には、次の様な資料を提出
 - 整合規格案
 - 審査基準8項目チェックリスト(別紙1)
 - 技術基準との整合性チェックリスト(別紙2)

(整合規格の審査基準)

1. 規格の公共性
2. 策定プロセスの公平性・公開性
3. 技術基準との整合性
4. 技術的事項の具体性
5. 技術的基準の妥当性
6. 優先される規格
7. 作成言語
8. 規格票の様式

審査基準との整合性チェックリスト（JIS 以外）

規格番号：

規格名：

番号	審査基準	条文	満足	根拠（該当しない場合は、その理由）
1	規格の公共性	整合規格として審査の対象となる規格は、特定の事業者、個人だけが利用できるものではなく、その利用性について公共性を持つものであること。	満足 該当せず	
2	策定プロセスの公平性・公開性	整合規格案は、その策定プロセスにおいて、 ・ 偏りのない策定メンバー構成	満足 該当せず	
		・ 議事の公開	満足 該当せず	
		・ 公衆審査の実施	満足 該当せず	
		・ 策定手続の文書化及び公開など 公平、公開を重視したものであること。	満足 該当せず	
		また、規格作成体制は、次のような公共性の条件を付加する必要がある。 A) 作成は委員会などの構成を通じて、公正、中立であること	満足 該当せず	
		B) 作成団体は、その委員会規約において、構成員の資格、任期、会議の成立条件、決議方法などが明確であること。	満足 該当せず	
		C) 議事録等の記録を保管し、作成経緯がトレースできること。	満足 該当せず	
		D) 作成途中で出された意見が適切に処理されていること。	満足 該当せず	

審査基準との整合性チェックリスト（JIS 以外）

規格番号：

規格名：

番号	審査基準	条文	満足	根拠（該当しない場合は、その理由）
3	技術基準との整合性	整合規格案は、技術基準で要求される性能との関係が明確になっていること。 () 技術基準で対応する要求のうち、不足がある場合は、不足している要求を明確にすること。	満足 該当せず	別紙2「技術基準との整合確認書」を参照
4	技術的事項の具体性	技術基準で要求される性能を達成するための必要な技術的事項については、具体的な手法、使用、方法が示されていること。	満足 該当せず	
5	技術的事項の妥当性	整合規格案に示される具体的な手法、仕様、方法について、数値の根拠が明確になっているなど、その技術的妥当性が説明できること。 整合規格に国際規格との差異がある場合は、その理由が妥当であること。	満足 該当せず	
6	優先される規格	電気用品に関する日本工業規格がある場合は、それを優先することを原則とし、ない場合又は合理的な理由がある場合は、民間規格の採用のための評価対象とする。	満足 該当せず	
7	作成言語について	規格は日本語で作成されていること。	満足 該当せず	
8	規格票の様式及び作成方法について	規格は JIS Z:8301:2008「規格票の様式及び作成方法」の様式に従って作成されたものを原則とする。	満足 該当せず	

技術基準との整合確認書

規格番号：

規格名：

技術基準			該当	整合規格		補足（例：引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由）
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	該当 非該当			
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	該当 非該当			
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	該当 非該当			
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	該当 非該当			
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	該当 非該当			
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当			
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	該当 非該当			
第七条 第1項	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	該当 非該当			
第七条 第2項	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	該当 非該当			
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況	該当			

技術基準との整合確認書

技術基準			該当	整合規格		補足（例：引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由）
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	非該当			
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当			
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当			
第十一条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当			
第十一条第2項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当			
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当			
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	該当 非該当			
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当			
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当			
第十五条	始動、再始動及び停止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を	該当			

技術基準との整合確認書

技術基準			該当	整合規格		補足（例：引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由）
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
条第2項	止による危害の防止	与えるおそれがないものとする。	非該当			
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当			
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	該当 非該当			
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	該当 非該当			
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	該当 非該当			
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	該当 非該当			
第二十条第1項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の第三項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある	該当 非該当			

技術基準との整合確認書

技術基準			該当	整合規格		補足（例：引用JISの根拠 技術基準に該当しない理由）
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		旨				
第二十 条第2 項	表示等（長期使用製 品安全表示制度によ る表示）	二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 （イ）製造年 （ロ）設計上の標準使用期間 （ハ）設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある 旨	該当 非該当			
第二十 条第3 項	表示等（長期使用製 品安全表示制度によ る表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 （イ）製造年 （ロ）設計上の標準使用期間 （ハ）設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある 旨	該当 非該当			
第二十 条第4 項	表示等（長期使用製 品安全表示制度によ る表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 （イ）製造年 （ロ）設計上の標準使用期間 （ハ）設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある 旨	該当 非該当			

(資料4 別添)

経済産業省

20131210 商局第 1 号

平成 26 年 1 月 6 日

整合規格の電気用品安全法技術基準への適合性確認のプロセスの明確化について

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 寺澤 達也



1. 目的

平成 26 年 1 月 1 日付けで、電気用品の技術上の基準を定める省令の全部を改正する省令を施行し、技術基準の性能規定化を行った。

性能規定化した技術基準体系においては、技術基準への適合性について事業者自身が客観的データ等に基づいて確認することとなるが、性能要求のみでは、事業者が設計ごとに要求性能を満足していることの確認が必要となる。このため欧州の事例を参考に、寸法、形状、試験方法等を規定した公的な規格を整合規格として取り入れ、事業者の扱う電気用品がこの整合規格に適合する場合には、技術基準に適合するものとする。

民間が整備する公的規格の活用により、民間事業者の自由度を高め、最新技術や国際的な規制動向を反映することが可能となることから、迅速かつ機動的に、公的規格を採用するプロセスを明確化しここに示す。

2. 用語の定義

- ① 技術基準省令： 電気用品安全法第 8 条第 1 項に基づき、経済産業省令で定められている技術基準をいう。
電気用品の技術上の基準を定める省令（平成 25 年経済産業省令第 34 号）
- ② 技術基準解釈： 技術基準省令を満足する具体的な仕様規定（技術的内容）の一例として国があらかじめ公表しているもの。
電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈（平成 25 年 7 月 1 日 20130605 商局第 3 号）
- ③ 公的規格： J I S 規格及び業界団体等民間において、公平、公正に作成された個別の技術に係る規格をいう。
- ④ 整合規格提案者： 公的規格を、技術基準省令を満足する整合規格とするため、国へ提案する機能を有する機関をいう。

3. 公的規格を整合規格として採用するプロセス

国は、整合規格提案者から整合規格案の提案を受けた時は、審査基準に則り、以下のプロセス

で、提案内容の技術基準省令適合性の確認を行う。

(整合規格案の提案者の評価)

- ① 当該機関が整合規格提案者としての公平性、客観性、透明性、管理能力に問題がないこと
国は、整合規格提案者が、別添1に示す「整合規格提案者の要件」(以下単に「要件」という。)を満たしていることを確認することにより行う。
- ② 国に提案した内容に対する当該機関による確認プロセスが適切であること
国は、要件を満たしている当該機関によって行われる審査基準への整合性の確認プロセスが適切に実施されていることを確認することにより行う。

(整合規格案の技術評価)

- ③ 国は、審査基準に基づいて、整合規格案の技術基準への適合性について技術的な評価を行う。

(整合規格案の審査)

- ④ 国は、提案内容と技術評価の内容を踏まえ、学識者等によって構成される委員会で整合規格案の採用の是非について審議を行う。
規格が持つ専門性と必要な手続の継続的な実施の面から、国、技術系の民間有識者で構成する、公平・中立的な委員会を構成する。
- ⑤ 国は、委員会において採用が認められた場合、意見の公募を行う。
- ⑥ 出された意見を考慮し、公的規格を整合規格として解釈に取り入れ、公表する。

4. 審査手続き等

整合規格提案者は、整合規格案を国に提案し技術審査を受けるに当たり、審査基準を満足することを示すため、以下の文書(例)を国に提出する。

【技術審査を受けるために提出する文書(例)】

- I. 提案書
- II. 整合規格案
- III. 審査基準との整合性チェックリスト
- IV. 技術基準との整合確認書

(補足)

- I. 提案書は、提案書本体を表し、以下の項目が規定されているものとする。

- a. 提案日
- b. 提案者の名称
- c. 規格の番号及び名称
- d. 廃止すべき旧整合規格の猶予期間

なお、「d.廃止すべき旧整合規格の猶予期間」について、整合規格が改正された

場合、改正前の旧整合規格の扱いが不明になるおそれがあることから、提案者は、整合規格案を技術審査に提案する際に、廃止すべき旧整合規格の猶予期間（又は、廃止予定時期）をあらかじめ示すこととする。

Ⅲ. 審査基準との整合性チェックリストは、別添2で示した審査基準の項目について、提案者が確認した結果を記載するものである。

なお、技術基準との整合性の内容確認は技術評価で行うため、提案者は、整合確認書が付されていることを確認することで対応すること。

Ⅳ. 技術基準との整合確認書は、規格作成者が、審査基準「(3) 技術基準との整合性」を確認した結果について記載するものである。

<別添1 整合規格の提案者の要件>

<別添2 電気用品の技術上の基準を定める省令に適合する規格の採用に係る審査基準について>

整合規格の提案者の要件

1. 適用範囲

この要件は、電気用品の技術上の基準を定める省令（以下「技術基準」という。）の要求性能を満足するとされた仕様規定（以下「整合規格案」という。）を国に提案する者（以下「提案者」という。）に適用する。

2. 目的

本要件は、国が、提案者から整合規格案を提案されたとき、提案者の公平性、客観性及び透明性並びに管理能力に問題がないことを確認する場合に用いる。

国は、提案者が本要件を満たしていることを確認することにより、提案された整合規格案が、公平性、客観性及び透明性並びに管理能力を確保したプロセスにより作成されたものであると確認することができる。

3. 要件

(1) 一般

提案者が整合規格案の作成を行うための方針及び手順は、差別的であってはならない。

(2) 組織

- ① 提案者が行う整合規格案を提案するための活動は、提案者が行う他の活動と区別する方針と手順をもたなければならない。
- ② 提案者の組織は、その運営のため、公式な規則並びに組織運営機構をもたなければならない。
- ③ 提案者の組織は、適切な利害関係者を含めなければならない。利害関係分野は、規格の内容によって異なるので、利害関係分野を明確にし、その内容について、開示請求があれば開示しなければならない。
- ④ 提案者は、整合規格案の審議の内容について、傍聴、議事録の公表、議事概要の公表のいずれか、又は複数の方法により、公開しなければならない。
- ⑤ 提案者は、④にかかわらず、整合規格案の審議を非公開とする場合には、その理由を明示しなければならない。

(3) 規格提案プロセス

- ① 提案者は、利害関係者の規格提案プロセスへの参加を認めなければならない。
- ② 提案者は、規格提案プロセスへの参加に金銭的な制約を設けてはならない。
- ③ 提案者は、規格提案プロセスでの議決への参加資格に、組織の会員資格を条件付けてはならない。
- ④ 提案者は、作為又は不作為に関する規格提案プロセス上の不適切な取扱いに対

する異議申立ての適切な処理手順を文書で定めなければならない。

- ⑤ 提案者は、規格提案プロセスについての運営、議決方法及び適切な手順を文書で定めなければならない。
- ⑥ 提案者は、提案を行う整合規格案の技術基準に対する整合性を確認するとともに、規格提案プロセスにおいて技術的専門性が反映されていることを確認しなければならない。
- ⑦ 提案者は、整合規格案の規格提案活動に係る業務計画を、少なくとも一年に一回、適切な方法で公表しなければならない。ただし、早急に提案活動を行う必要が生じた場合はこの限りでない。

電気用品の技術上の基準を定める省令に適合する規格の採用に係る審査基準について

電気用品の技術上の基準を定める省令（平成25年7月1日経済産業省令第34号。「以下「技術基準」という。）に整合するものとして民間で作成された公的規格（以下「整合規格案」という。）の審査は、次の要件を満たしていることを確認することにより行うものとする。

なお、日本工業規格に関する審査は、（3）を除いた要件を満たしているものと判断して行うものとする。

（1）国に提案される規格の公共性

整合規格案として審査の対象となる規格は、特定の事業者、個人だけが利用できるものではなく、その利用性について公共性を持つものであること。

（2）規格策定プロセスの公平性・公開性

整合規格案は、その策定プロセスにおいて、偏りのない策定メンバー構成、議事の公開、公衆審査の実施、策定手続きの文書化及び公開など、公正、公平、公開を重視したものであること。

また、規格作成体制は、次のような公共性の条件を付加する必要がある。

- a. 作成は委員会などの構成を通じて、公正、中立であること。
- b. 作成団体は、その委員会規約において、構成員の資格、任期、会議の成立条件、決議方法などが明確であること。
- c. 議事録等の記録を保管し、作成経緯がトレースできること。
- d. 作成途中で出された意見が適切に処理されていること。

（3）技術基準との整合性

整合規格案は、技術基準で要求される性能との関係が明確になっていること。

（4）技術的事項の具体性

技術基準で要求される性能を達成するための必要な技術的事項については、具体的な手法、仕様、方法が示されていること。

（5）技術的事項の妥当性

整合規格案に示される具体的な手法、仕様、方法について、数値の根拠が明確になっているなど、その技術的妥当性が説明できること。

整合規格に国際規格との差異がある場合は、その理由が妥当であること。

(6) 優先される規格

電気用品に関する日本工業規格がある場合は、それを優先することを原則とし、ない場合又は合理的な理由がある場合は、民間規格の採用のための評価の対象とする。

(7) 作成言語

規格は日本語で作成されていること。

(8) 規格票の様式及び作成方法

規格は J I S Z 8301 : 2008 「規格票の様式及び作成方法」の様式に従って作成されたものを原則とする。